

# 不法投棄監視サポーター通信 (VOL.10)

平成31年2月8日発行

いわき市  
生活環境部  
廃棄物対策課



廃棄物の不法投棄は、周辺的生活環境へ甚大な被害をもたらすだけでなく、経済的にも多大な損失をもたらすものです。しかし、撲滅するための特効薬はなく、地道な取り組みを継続していくことが重要です。

本市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、警察OBの監視指導員や市内63名の不法投棄監視員などにより、日頃から監視を強化しています。

このほか、市民の皆様ボランティアで監視活動等を行っていただく「不法投棄監視サポーター制度」により、監視の目をより一層強化し不法投棄の早期発見と早期対応に努めています。

本通信は、不法投棄監視サポーターの皆様と市民の皆様に、本市の不法投棄の現状や様々な取り組みなどを紹介するものです。



海上パトロールの様子

## サポーター登録者数：1,315名（平成30年12月末現在）

地区別サポーター数

地区	登録者数(人)
平	686
小名浜	83
勿来	99
常磐	91
内郷	24
四倉	77
遠野	92
小川	16
好間	22
三和	20
田人	89
川前	2
久之浜	7
市外	7
合計	1,315

### ◆ 地域の不法投棄対策を支援します。

#### 1 事業概要

本市では、市民の皆様とともに不法投棄問題の解決に向けた取り組みを進め、市内における不法投棄を未然に防止することを目的として、不法投棄防止のための活動を行う市内の団体等に対し、当該活動に必要な資材等の交付を行う「不法投棄防止地域活動支援事業」を実施しています。

#### 2 交付する資材等

ロープ、ロープ杭、ダミー鳥居、ダミー監視カメラ、不法投棄防止啓発看板、センサーライトなど、活動に必要な資材を交付します。

#### 3 申し込み方法

**まずは、廃棄物対策課または最寄りの支所に御相談ください！**

所定の交付申込書に必要事項を記入し、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係（市民課保健衛生係又は市民福祉係等）へご提出ください。

交付申込書は、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係の窓口で配付しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

#### 4 交付の決定

交付申込書に基づき、廃棄物対策課の職員が活動現場（不法投棄現場など）を確認した上で、資材の交付を決定し、その結果を申込者にお知らせします。

#### 5 その他

詳細は、廃棄物対策課までお問い合わせください。

なお、当事業は、不法投棄防止の活動を行う**団体を対象**としておりますので、**個人・法人での申請はできません。**

年代別登録者数

年代	登録者数(人)
～19歳	138
20歳～29歳	74
30歳～39歳	69
40歳～49歳	157
50歳～59歳	212
60歳～69歳	306
70歳～79歳	312
80歳～89歳	45
90歳～	2
合計	1,315



不法投棄防止地域活動支援事業

検索



【問い合わせ先 いわき市生活環境部 廃棄物対策課 管理係 TEL0246-22-7439】

(裏面もご覧ください。)

## ◆ 各種取り組みをご紹介します。

不法投棄撲滅強調月間に合わせて、「ストップ！不法投棄！！」と「廃家電や粗大ごみの無料回収にご用心」のチラシを作成し、啓発活動を強化しました。

不法投棄撲滅強調月間に合わせて、不法投棄をさせない環境づくりや、サポーターの皆さんや市民の皆さんに、不法投棄や不用品の無料回収が違法であることを知っていただくことを目的に、悪質な写真などを用いてチラシを作成し、啓発活動を強化しています。

皆さんにも、これらの内容をご理解いただきながら、市と力を合わせて、不法投棄されないまちづくりを実現できればと考えていますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。



## 不法投棄防止チラシ



**不法投棄 しない させない ゆるさない**  
**ストップ! 不法投棄!!**



**不法投棄は 犯罪です!**



【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】  
(抜粋・要約)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条(罰則)

第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
(法人においては3億円以下の罰金)



※土地の所有者(管理者)のみならず

土地の所有者(管理者)には、責任があります。私有地に不法投棄され、捨てた者が不明な場合、土地所有者が廃棄物を処理することとなります。柵や防犯灯を設置し、草を刈ってきれいにしておくなどして、不法投棄を予防しましょう。



不法投棄を発見したら いわき市廃棄物対策課 ☎22-7439  
もしくは、最寄りの支所、または警察署にご連絡ください。



廃家電や粗大ごみの  
**「無料回収」**  
にご用心



**無許可の回収業者は違法です**

市の委託業者又は一般廃棄物の収集運搬業者以外にご家庭から出る廃家電や粗大ごみを引き渡すことはできません。



高額な料金請求などの  
トラブル相談も寄せ  
られています。



※産業廃棄物の許可では家庭ごみを扱えません。  
※古物商の許可ではごみそのものを扱えません。  
※大型ごみの廃棄については地区ごとのごみセンターに記載された大型ごみ受付センターにお問い合わせください。

違法業者に関することは、  
市廃棄物対策課まで  
ご連絡ください。

☎(22) 7604

## ◆ 土地所有者・管理者の皆様へ

不法投棄は、人気の少ない山林や河川敷等、人目につきにくい場所で行われています。このような場所には、周囲に柵やフェンス等を設置し、遊休農地等は草刈りを定期的を実施して、不法投棄を防止しましょう。

不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者・管理者へお願いすることになりますので、土地の管理には十分注意してください。

## ◆ サポーターの皆様へ

【登録期間満了に伴う再登録のお願い】

いわき市不法投棄監視サポーター登録期間である3年を満了する方々が出てきています。該当される皆様には市からお手紙でお知らせいたしますので、不法投棄の撲滅に向けたさらなる監視の目の強化を推進するため、ぜひ再登録をお願いします。

**引き続き不法投棄監視サポーター募集中です。**